

阿賀野市立認定こども園給食費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市規則第14号

阿賀野市立認定こども園給食費徴収規則の一部を改正する規則

阿賀野市立認定こども園給食費徴収規則（令和7年阿賀野市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1園児給食単価（主食代）の項中「35円」を「50円」に改め、同表園児給食単価（おやつ代）の項中「50円」を「60円」に改め、同表職員給食単価の項中「330円」を「360」円に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。